

管理 No.	不076
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：福祉部 介護福祉課
(保険料係)

根拠区分	条例・規則
処分の名称	延滞金(介護保険料)の徴収
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)第8条
処分権者	奈良市長
処分基準	<p>【根拠規定】</p> <p>奈良市介護保険条例</p> <p>第8条 普通徴収に係る保険料を納付すべき者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準規定】</p> <p>奈良市介護保険条例第8条</p> <p>奈良市介護保険条例附則</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<input type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明の機会の付与 <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外(行政手続条例第13条第2項第4号該当)
最終更新日	平成31年 3月 1日更新

	基準内容
処分基準 補足	<p>地方税法附則第3条の2第1項</p> <p>延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。</p>